給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

									令和			年		月		日
大	阪市		あて	<b>=</b>	-t/.		H-1	D11	<i>/Ш+</i> -	ıΙ¬	关	₹₩	<del>-1</del> 12.			
Ν.		===	請	1	者	(	特	別	徴	収	義	務	者	)		
住ま所	た 在	所は地														
氏ま名	た	名は称														
	人番															
電	話番	号														
			:例第4  適用 <i>0</i>					規定に、	よる給	与所得	鼻等に(	系る市	<b>「</b> 民税及	び府民	.税特別@	數収税
納期の	り特例	列を受	:けよう	j とす	る税額	į										
令和			年			月分.	以後の	給与所	得等に	係るī	市民税	及び原	守民税特	寺別徴収	又税額	
申請の	日前	〕6月	間の各	月末の	給与の	支払を	受けた	.人員及	び各月	の支払	金額(	外書は	臨時勤務	務者に係	るもの)	
年			月		人員			支払金	:額	1	人員	(外)		支払金	額(外)	
令和						人				円			Д			円
令和						Д				円			Д			円
令和						J				円			Д			円
令和						J				円			J			円
令和						人				円			J.			円
令和						Д				円			,			円
やむを	と得7	ない理	!由に』	こり現	に滞納	してい	へる徴い	収金がる	ある場	合にに	は、そ(	の理由	1			
申請日	目前	1 年月	以内に	納期の	)特例(	の承認	が取り	消され	たこと	こがあ	る場合	には、	、その生	年月日		

## 【記載上の注意事項等】

給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例について

#### (1) 納期の特例の承認を受けることができる者

この特例の承認を受けることができるのは、給与の支払いを受ける者が常時10人未満の事務所等の 特別徴収義務者です。

## (2) 上記(1)における注意事項

- ア 「事務所等」というのは、事務所、事業所その他これに準ずるもので、給与の支払事務を取り扱 うものをいいます。
- イ 「常時10名未満」というのは、常には10人に満たないということであって、繁忙時期等において 臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということで す。
- ウ 市税に滞納がある特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。 また、納期の特例の承認を受けた後において市税に滞納がありますと、この特例の承認を取り消す 場合がありますのでご注意ください。

## (3) 納入期間及び納入期限

この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間に係る給与又は退職手当等から徴収した市民税・府民税特別徴収税額を、それぞれの納入期限までにまとめて納入することができます。

区分	納入期限				
6月から11月までの期間	12月10日				
12月から翌年5月までの期間	翌年6月10日				

<sup>※</sup>承認を受けた日の属する期間は、その日の属する月から、その期間の最終月までとなります。

#### (4) 納期の特例の要件に該当しなくなった場合

この特例の承認を受けた後において、給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく届け出てください。

# ※ 以下の欄には記載しないでください。

		調	查	所	見	
収 納	担当課長	担当課	長代理	担当係	長	
収納対策担当処理欄						
当 処 理						
欄						